



# 広報くまむら 第39号

## 災害臨時お知らせ版

令和3年9月10日発行

【編集と発行】

球磨村役場 復興推進課

企画調整係 ☎ (32)1114



### 65歳以上の人へインフルエンザ予防接種申込のお知らせ

予防接種法に基づき、下記のとおり実施しますのでお知らせします。対象者の人へ、9月上旬頃個別に申込書を発送しています。希望される人は、申込書へ記入し返信用封筒に入れて返信してください。申込をされた人には、9月末ごろ予診票を送付します。予診票が届いてから医療機関へ接種の予約を入れてください。

#### ■対象者

年齢基準日を11月30日とし、次のいずれかに該当する人

- ① 接種当日に満65歳以上の人（昭和31年11月30日生まれの人まで）
- ② 60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓若しくは呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する人で、日常生活活動が極度に制限又はほとんど不可能な程度の障害を有する人（身体障害者手帳1級所持の一部の人）

#### ■接種期間

人吉市の医療機関：10月1日(金)から11月30日(火)  
球磨郡の医療機関：10月1日(金)から12月28日(火)

#### ■申込期限 9月1日(水)から9月13日(月)

※やむを得ない理由で申込期間を過ぎた場合も10月29日(金)までは申込可能です。

申込期限を過ぎますと補助対象外となり、費用は全額自己負担になります。

#### ■接種可能医療機関

『協力医療機関一覧』をご確認ください。

※協力医療機関一覧以外の医療機関で接種をご希望の人は、必ず球磨村役場保健福祉課へお問合せください。

#### ■接種回数

1回

#### ■接種料金

※医療機関に直接お支払いください。

1,500円（生活保護世帯員については、接種料金が無料になります）

#### ■申し込みから接種までの流れ

- ① 接種をする医療機関を選ぶ
- ② 「インフルエンザ予防接種申込書」に記入し、返信用封筒に入れて返信
- ③ 9月末頃、接種希望者に予診票を送付
- ④ 予診票が届いたら接種を希望する医療機関へ予約を入れる
- ⑤ 予診票を持って、予約を入れた医療機関で予防接種を受ける

#### ■インフルエンザ予防接種 協力医療機関一覧

人吉市（31医療機関）

愛甲産婦人科麻酔科医院	愛甲やすらぎ・ひふ科医院	あいだ診療所
愛生記念病院	有島耳鼻咽喉科医院	伊津野医院
岡医院	願成寺ごんどう医院	球磨病院
河野産婦人科医院	小林脳神経外科	しらおく内科クリニック
たかはし小児科内科医院	たかみや医院	田中クリニック
田中医院（瓦屋町）	堤病院	堤病院附属九日町診療所
外山胃腸病院	外山内科	豊永耳鼻咽喉科医院
とやまクリニック胃腸科 肛門科	浜田医院	ひとよし内科
人吉リハビリテーション 病院	平井整形外科リハビリ テーションクリニック	ふかみ耳鼻 咽喉科
万江病院	光永医院	三浦整形外科 医院
光生病院 *入院患者のみ		

## 球磨郡（12 医療機関）

球磨村診療所	増田耳鼻咽喉科 クリニック * 翠光園利用者のみ	犬童耳鼻咽喉科
犬童内科胃腸 科医院	緒方医院	上球磨 クリニック
古城 クリニック	田中医院（錦町）	酒瀬川内科
高田内科医院	脳神経外科小林 クリニック	権頭医院

※「球磨郡・人吉市以外の県内」または「県外」での接種をご希望の方で、医療機関が上記表に記載がない場合は、役場保健福祉課へお問合せください。

※新型コロナワクチン接種の前後2週間は、別のワクチン接種ができません。接種をご希望の方は、必ず医師や看護師、球磨村役場保健福祉課へご相談ください。

問い合わせ 保健福祉課保健予防係 ☎(32)1139

## くまむら果実品評会の開催について

### ■期日

9月22日(水)

### ■場所

石の交流館やまなみ（一勝地温泉かわせみ横）

### ■受付時間

午前9時から午前11時まで

### ■出品規格

#### 【栗】

各生産農家における適期の品種

「普通栗」「銀寄」「利平」の品種の側果2L以上で1kg

#### 【梨】

各生産農家における適期の品種2L以上で3個

#### 【ジャンボ梨】

各生産農家における適期の品種1個

品種、形状関係なく質量のみの審査

### ■展示

9月22日(水)から9月28日(火)までの間、球磨村役場にて入賞した果実を展示する予定です。

### ■表彰

球磨村役場にて、入賞者の表彰式を行います。

（入賞者には詳しい時間など電話等で直接お知らせします。）

出品いただいた人には参加賞もありますので、ふるってご参加ください。

問い合わせ 産業振興課 農林係 ☎(32)1115

## 転送先の延長及び変更はできていますか

令和2年7月豪雨災害から1年が過ぎ、当時郵便物の転送先変更を郵便局で行われた人の中には転送期間が過ぎ、宛先不明で役場に戻って来る郵便物が増えてきました。正確に郵便物をお届けするためにも、お近くの郵便局で転送期間の延長など手続きをお願いします。詳しくはお近くの郵便局へお尋ねください。（郵便の転送は郵便局へ申し込んだ日より1年です。住所変更日ではありませんのでご注意ください。）